

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年2月20日（金）10:01～10:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団 濱志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

中島 慶二 環境省自然環境局野生生物課長
堀内 洋 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室鳥獣保護管理企画官
松尾 浩司 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室狩猟係長

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 有害鳥獣被害防止対策の強化
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、時間になりましたので「有害鳥獣被害防止対策の強化」ということで、前回も議論いただきましたけれども、これは国家戦略特区、構造改革特区でも議論があるところでございます。省令で手当できる件あるいは法律改正を要する件、4点、5点、何点か実際の要望が出ております。私どもの政務の方々も大変関心をお持ちでございまして、特に日の出前、日没後というところでの鳥獣捕獲の話につきましては、たくさんの自治体からも政務の方々が直接要望いただいておりますので、きちんと対応する必要があると考えてございます。

それでは、八田座長よろしくお願ひいたします。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたしたいと思います。

○中島課長 環境省野生生物課長、中島でございます。

それでは、私のほうから、まず説明をさせていただきたいと思います。

横長の資料の3枚目を御覧いただきたいと思います。養父市のほうからの提案につきましては、この4点でございまして、もう一度確認をさせていただきたいのですけれども、わなの設置数の制限というものがございます。これは30までということになっております。それ以上たくさんわなを設置するのは、原則できないということになっていますが、これは狩猟のときの規制でありまして、有害鳥獣捕獲の許可をするときには、その規制はない。基準も県のほうではつくっていないということになります。

2番目のくくりわなの輪の最大直径規制。これは大きなものにしますとほかの動物がかかる可能性が高くなる。特にツキノワグマですね。ツキノワグマが絶滅に瀕している場所などであると、この誤認捕獲をしてしまうということが懸念されるので、この規制がかかって、12cmよりも大きいものはだめと。ただし、これについては、兵庫県の場合も、ツキノワグマがいるところについてはそういった規制を守ってください、それ以外のところでは、場合によってはその規制を外してもいいですよというような基準になっているということでございます。

3番目は、公道。これは一般の人が通る可能性が高いところでありますから、当然危険性が高いので捕獲は禁止するということですが、これについては公道を通行禁止にして人が通らないというような形にすれば許可をすることも可能であるというようなのが現在の規制になっているというものであります。

①、②、③の3つにつきましては、有害鳥獣捕獲の許可であれば、既に養父市長に許可権限がおりておりますし、先ほどのツキノワグマの関係で最大直径の規制を外すということが現実難しい場合があるかもしれませんけれども、それ以外については、養父市の判断で今でもこういうことをすることが可能になっているということでございます。

狩猟ということになると、これは話が違うのでありますが、養父市のほうの意向を確認していただいたところ、これは狩猟ではなくて有害鳥獣捕獲でやりたいのだということでございましたので、それであれば現状でも少なくともそれを制限するという規制にはなっていないということで、多少の誤解があったようでございます。

4番目でございます。これは日の出前と日没後、つまり、夜間に銃を使って鳥獣の捕獲をするということは、鳥獣法が制定されて以来、明治以来、ずっと禁止されておりまして、とにかく危険性が高いということで禁止をされてきたわけでございますけれども、先ほど御説明がありましたとおり、今般有害鳥獣の被害が非常に大きくなっていますのと、夜間に捕獲をすることで非常に効率的にとれるという技術が最近外国で開発されてきておりますので、これをもとに夜間銃猟が限定的にできるようにすればいいではないかという話が数年前から各都道府県のほうから上がってきておりまして、昨年の鳥獣法改正でこれをやるということにいたしました。

こちらの縦長の「指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の流れ」という資料がございます。こちらで御説明を申し上げたいのですけれども、夜間銃猟という言葉が下のほうの真ん中辺に、夜間銃猟に関する作業計画というところで出てきます。これは、この紙自体は夜間銃猟を含む県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業の実施の流れでありまして、つまり、シカとイノシシを県がとる事業をやっていくときに、どういう事務の流れがあるかということを整理したものでございます。

最初、まず環境大臣のほうから指定管理鳥獣の指定ということで、これは本日、指定をいたしました。ニホンジカとイノシシの指定をいたしましたので、ここはもう済んでおります。今度は都道府県知事の仕事になりますが、第二種特定鳥獣、これはシカもイノシシもこれになるわけですけれども、この管理計画、つまり減らす計画を県としてつくるということです。任意ですが、これはもう被害がひどいところではたいていの場合はつくっておますが、これをつくっていただいて、かつ、その中で指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画というのもつくっていただくことになります。この中には、夜間銃猟をするかしないかということも書いていただくことになりますし、夜間銃猟しない場合はいいのですけれども、夜間銃猟すると決めた場合は、夜間銃猟に限って、少し細かい作業が下のほうに出てきます。この指定管理鳥獣捕獲等事業を県がやる場合、県は、その委託先として認定鳥獣捕獲等事業などの、いわば少し安全性あるいは体制がしっかりしている事業者に委託をしなければいけないということになってしまって、そこが夜間銃猟を安全に行うことができる技術を持っているというようなことを示すための作業計画を事業者みずからがつくって、それを県が認定することで、安全に夜間銃猟ができますよということを県が確認をとって実施していくというのがこの流れになっております。

夜間銃猟は効果もあるということで今回できるようにはしたのですけれども、とにかく危険性が極めて高いので、非常に限定的に、安全性には万全を期しながらやっていくというようなことでこのようになっているということでございます。

ですから、今回この一連の事務の流れみたいなものが法改正以降、今までずっと作業して、ようやく全体像が見えてきたのでこれから県あるいは市町村にこういうことでやれるようになったのだよということが伝わっていく段階でございます。その前に恐らく夜間銃猟の効果があるということだろうからやりたいという話で養父市さんのはうから御提案があったと思うのですけれども、これをまずよく御理解いただいた上で、しかば、兵庫県のはうで、養父市の管轄内で夜間銃猟をやるかどうかということを御相談いただいて、それでやるということであれば、この流れに沿ってやっていただけるということでございますので、まずはそこを御検討いただけないかなということでございます。

以上、4点についてそれぞれ前回から今回までの間に、養父市さんのはうに御提案の趣旨を確認させていただいた結果、①～③までについては、狩猟ではなく有害鳥獣捕獲の許可でやりたいということでございますので、それであればもう既に市長の権限でできることになっているということでございます。④につきましては、先ほど申し上げたような、

今回の法改正で初めて夜間銃猟ができることになりました、その手続が今定まってきたところですので、これを改めて一度御検討いただくということがいいのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問ですけれども、ここの4つの項目に書かれている鳥獣法第12条第1項第3号等、これは要するに狩猟の場合に限定する。有害鳥獣捕獲の場合には、このような設置する制限はしないということが明確に書かれているわけですか。

○中島課長 はい。さようございます。

○八田座長 そこのところの文章を見せていただけますか。

○堀内企画官 今すぐには出ないです。

○八田座長 そうすると、最初から有害鳥獣捕獲に関する条件づけというのは、基本的には市町村でできるのだということなのですか。

○中島課長 各都道府県が県の鳥獣保護事業計画というものを今までつくってきています、その中にそれぞれの許可の業務に関する基準を定めている場合がありますので、それがある場合は、その基準の範囲内で事務を任せられた市町村長ができるということなのですが、これについていと、兵庫県はわなの設置数の制限を定めていない。鳥獣保護事業計画の中で定めていないので、それは制限がないので、あとは市町村の判断ができるということあります。

くくりわなの最大直径規制については、鳥獣保護事業計画の中に基準がございまして、ここにくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、誤捕獲の恐れが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとすると。くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12cm以内であり、締めつけ防止金具を装着したことということが書いてあります。淡路地域では輪の直径の制限は解除と。つまり、淡路地域はそもそもツキノワグマが生息していないので、このことは規制をかけていませんと。ツキノワグマがいるところは、その生息状況。いるところと言ってもいろいろありますし、年によっても変動がありますので、大丈夫だと判断されれば12cmの輪の直径の規制を外してもいいし、やはりこれは錯誤捕獲が危ないので、ツキノワグマがたくさんいるようなところでは12cmはやってくださいねというのが兵庫県の計画の中に基準として書いてある。

○八田座長 ということは、一応法律では特に有害鳥獣捕獲の場合は除くということは、1番目については、はっきり書いてあるけれども、2番目のくくりわなについては書いていない。2番目の場合については、狩猟も有害鳥獣捕獲もともにツキノワグマには制限をかけると、そういう話ですか。

○堀内企画官 そもそも①～③までは狩猟に関してこういう制限をかけますということははっきり書いてあります。有害鳥獣捕獲許可の場合は、そもそもこういうことを制限しま

すということが法律上は書いていないです。ただし、狩猟のルールを踏まえて各都道府県が許可の基準というのを参考にしながら許可しますので、その中で兵庫県については②だけはツキノワグマの問題があるので、そういう場所ではその辺を勘案しながら許可をしましようということをはっきり、そこだけ兵庫県の計画では書いています。それ以外は書いていませんので、逆に何も制限はかかっていないということになります。

○八田座長 そうすると、有害鳥獣捕獲に関する制限は、法律のレベルでは何も書いていませんで、これはもう都道府県に任せたあるということが実態であると。したがって①と③に関しては自由化する必要がない。②に関しては、ツキノワグマが出ない限り自由であるということが言えますよと。この②は性格がほかとは違いますよということですね。

○堀内企画官 ②も狩猟の場合は制限がかかっています。

○八田座長 だけれども、ツキノワグマが出ない場合にはいいわけですね。

○堀内企画官 それは許可をする場合ということになってしまいます。

○八田座長 だから、①とか③とかは余り緩める必要がないけれども、②については、ツキノワグマがでないのならば大丈夫だよということですね。

○中島課長 先ほどのは有害捕獲の許可の基準ですので、狩猟に関してこれは外れていな

い。

○八田座長 もともと外れていなければ、②については、県の規制では、ツキノワグマが出ない場所の場合にはいいよと言っているわけでしょう。

どうぞ。

○松尾係長 くくりわなの最大直径について今おっしゃられた事情があるので、県でそれぞれ特定鳥獣保護管理計画というのをつくっているのですけれども、その中で、この県にはいませんとか、この地域にいませんという場合であれば、各県の判断で制限を解除することができますので、それも県ですぐにやることができると思います。

○八田座長 この間ここで議論になったような、もし必要ならばカメラをつければいいではないかと。そして、カメラをつけて、ツキノワグマが入ったというのならば、それをすぐ行けるような体制を整えるならばいいではないかということは、狩猟については当てはまりますね。狩猟については、そういう種類の緩和というのもあり得ると思うのです。それは県がやることだよと。

○中島課長 先ほどの特定計画の中で。

○八田座長 それでやるべきことである。国のレベルでは何とも言えないよと、そういう話ですかね。わかりました。

では、委員の方から御質問とかありますか。

○阿曾沼委員 前回のスターライトスコープだったら別に許可が要らなくてもオーケーだと聞いたのですが、それは間違いましたか。夜間のもので。

○中島課長 それは違います。もう夜間の銃猟、銃を使った捕獲は一切今禁止されていて、それは何を使おうが、補助的な安全用具を使おうが今は全部だめということになっています。それは狩猟の安全性という意味なのですが、一方で、銃の扱いという意味で、そちらの安全性の確保という側面もあるので、警察庁と環境省がお互い話し合いながら決めてきた規制みたいなところがあります。

そういう意味で、今回、夜間銃猟を一部規制を緩和するというときも、相当制限をかけながら規制を緩和しようねということになっていまして、そこは細かく警察庁と話をしながらやっていくのですけれども、その中で、では具体的に許可ができる場合はどういう場合かということを県のほうで決めることになる、この計画に定めることになるわけですけれども、そのときに例えば場所としてもうここは人が入れないように何かしらの措置をした上で、地形的に限定をかけて、かつ、道具としてどういうものを使えば安全性が高まるというようなことをあらかじめ考えて、その範囲の中で計画を立ててもらいましょう、あるいはそれだったら許可をすることにしましょうというようなことを細かく打ち合わせをしているところということです。

○阿曾沼委員 各県がいろいろやろうとすると、1つの決め事が国であったとしても運用する県当局の認識や価値観においてばらつきが出てきてしまうという可能性がありますね。そういう場合、それは県の権限だからしようがないというのか、判断基準において細かなガイドラインは当然あるわけですね。

○中島課長 基本的に自治事務ですので、県のほうでしっかり法の趣旨を勘案して事務を執行してもらうということですが、基本的な考え方自体は国で示さないといけないので、それはいろんな形で、法律でもそうですし、基本指針というような形で考え方を示していくことだと思います。

○鈴木委員 先ほど夜間でとるというのが、技術革新が起きてすごくニーズが高まったとおっしゃっていたのですけれども、その技術革新と、今回の定位置で上からおろして撃つというのは、ちゃんと整合的なのですか。つまり、みんなが要望していた狩りのやり方と、この上から撃ちおろすというのがマッチしているのですか。

○中島課長 北海道が主に要望の出元なのですけれども、北海道はほかの国でやっている夜間銃猟の効果的なあれを見て、ぜひ北海道でやりたいというふうに言っています、海外でやっている効果的なやり方というのが、上から撃ちおろすというのは安全性の問題なのですけれども、そうではなくて効果的にというのは、今、来ているシカを全て取り逃がすことなく撃ち殺すという技術なのです。つまり、余りたくさんだとできなくて、数頭しかいない状態で連続的に発射をして、そこにいるシカは全て倒すということが、やり方がいろいろあるみたいなのですけれども、できるようになってきて、つまり、逃げるシカがいなくなる。逃げるシカが出ると、そういうシカが恐れてそこの場に来なくなってしまう。ほかのシカの個体に対してもそういうことが伝わってしまうのでとりにくくなるのですが、逃がさないように全てを殺すというような技術がだんだん確立されてきていて、それでや

れば非常に効率的にとれるのだということなのです。

○鈴木委員 わかりました。

○八田座長 確認ですけれども、この①、②、③、④はいずれも狩猟法に規定されているわけですが、④は有害鳥獣捕獲の場合も適用できないということですね。それは別な規制があるのですか。

○堀内企画官 そういうことです。

○八田座長 鳥獣法以外の法律がここに書いていないとおかしいですね。

○堀内企画官 鳥獣法は同じ鳥獣法なのですけれども、これだけ違う条文で規制をしています。

○八田座長 そこには、有害鳥獣捕獲の場合もダメですというような書き方になる。

○堀内企画官 そのような考え方になっていています。

○八田座長 そうすると、上の3つが有害鳥獣捕獲の場合にオーケーだというのは、もう全く誤解の余地なく書いてあるということですね。養父市はどうしてそのところがわからなかっただのかということはありますけれどもね。

○本間委員 実態としては、有害鳥獣を捕獲するために銃を使うわけですね。

○中島課長 狩猟でももちろん使います。狩猟の場合でも、有害鳥獣捕獲の場合でも、銃を使った捕獲もあるし、わなを使った捕獲もある。

○本間委員 質問は、有害鳥獣の範疇の中に、銃器使用があるのかどうか。

○中島課長 はい。

○本間委員 それと④の関係がちょっとわからない。これは鳥獣法の規定ですね。

○中島課長 これは④も狩猟で使う銃猟も、有害捕獲で使う銃猟も同じように禁止しているということです。これは違う観点で、夜間銃猟というのは危険性の大きなものなので、もう別なところで条項として禁止してしまっているのです。

○八田座長 有害鳥獣捕獲に関する法律というのは別途あるのですか。

○中島課長 それはないです。この鳥獣法の中で全て。

○八田座長 全て書いてあると。

○中島課長 今回、こちらの法改正が昨年行われて、制度が今まさに県に、国のはうで整理された規定が、今、県によく伝わったという段階なので、私たちが今説明している話がまだいわば現場までしっかり行きわたっていない時点なのです。ちょうどたまたまそういう時点なので。

○八田座長 いつ改正されたのですか。

○中島課長 昨年の国会です。

○八田座長 わかりました。

○中島課長 施行は今年の5月29日ですから。

○本間委員 一定の条件と書いてありますけれども、そこには上からというものはもう入っているということですか。

○中島課長 そういうことです。

○本間委員 そのあたりは入っていなくて、指定何とか事業に認定事業者が従事する場合ということだけだけれども、その方法というか、それも盛り込まれるのですね。

○中島課長 想定されているということです。

○八田座長 この④が5月に施行ですね。

○中島課長 ④の規制が一部できるようになるのが5月。

○八田座長 上の①、②、③は前からですね。わかりました。

○中島課長 今までと変わりません。

○八田座長 よろしいですか。

まとめますと、わなの設置数制限、くくりわな数の最大直径規制、公道などの捕獲禁止区域というのが全て狩猟に対してのみ制限されたので、有害鳥獣捕獲に関しては県の計画で定めればいい。だから、これは国のレベルの規制はなかった。

④については、有害鳥獣捕獲に関しても規制されていたが、今度は5月に緩められることになると。したがって、要望の諸点については、従来よかったですもあるし、今後緩和されるものもあるから問題ないということですね。

では、どうもありがとうございました。